

るかは様々であり、「臨場感ある凄惨な場面の描写」「被告人のむき出しの悪意」「被害者・遺族の悲痛な叫び」など、ビジュアル証拠以外にも心理的な負担を感じることは十分にある。例えば、強姦致傷などの性犯罪関連事件などにおいては、被害者の容貌や被害状況を示すビジュアル証拠が用いられることはほとんどないが、多くの裁判員たちが強い心理的ストレスを報告しており、「被害それ自体」が一般市民である裁判員に与えるインパクトは非常に大きいといえよう。

かといって、第18回裁判員制度に関する検討会で土屋氏が指摘するような「精神的なダメージを受けやすい人」を事前に選定することも非常に困難だといえる。筆者は、医学部学生や司法修習生などが司法解剖を見学する場面に何度も立ち会っているが、解剖開始前から「まったく不安を覚えていない」見学者が早々に脱落するかと思えば、不安で狼狽していた見学者が意外と熱心に見学し、最後には質問までしてくるような場面を多く経験している。また、裁判員になりたくなくて「精神的なダメージを受けやすい」と自己アピールする裁判員候補者を適切に見分けることは、まず無理であろう。

したがって、平穏に市民生活を送っていた一般人を「刑事裁判」という非日常的でストレスフルな手続きに「強制的に」関与させるためには、少なくとも裁判員制度の意義に対する全国的な理解が得られていることが大前提となろう。そしてさらに、国は「国民の義務」としての裁判員裁判の手續が「個人に心身の障害を負わせ得る」ということを十分に想定した上で、十分なケア体制と補償制度を整えておくべきであって、「審理の途中でも柔軟に辞退を認める」だけでは明らかに不十分である。

したがって、現時点においては、参加に消極的なまま障害を負うことになった裁判員経験者にとって、裁判員裁判への強制的参加は「その意に反する苦役」に他ならないものといわざるを得まい。

本稿で行った考察は、2013年11月30日に開催された、明治大学社会科学研究所第31回社会科学研究所公開講演会「いま裁判員裁判を考える」での筆者の講演「法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点」およびAmerican Society of Criminology 70th Annual Meeting 2014での2014年11月20日の報告(タイトル: Problems concerning examination of the medical evidences in the Japanese Lay judge system.)をベースにしている。

## 【注 釈】

- 1) コリンP.A.ジョーンズ「アメリカ人弁護士が見た裁判員制度」(平凡社新書、2008)、梓澤和幸・田島泰彦「裁判員制度と知る権利」(現代書館、2009)、井上薫・門田隆将「激突!裁判員制度 裁判員制度は司法を減ぼす vs. 官僚裁判官が日本を減ぼす」(ワック株式会社、2009)、石川 多加子、矢倉 久奈「あなたは死刑を宣告できますか」—憲法違反の裁判員制度を断罪する」(アドバンテージサーバー、2009)、なお、より先鋭的な議論は成書よりインターネットにおいて盛んに展開されている。例えば本件に関する憲法的議論としては「裁判員制度はいらないインコのウェヴ大運動」<http://saibanin-iranainko.com/>、弁護士 猪野亨のブログ<http://inotoru.blog.fc2.com/blog-entry-811.html>などに詳しい。
- 2) 平成25年3月14日福島地裁郡山支部判決。裁判所ホームページより入手可。
- 3) 「被告、起訴内容を大筋で認める 会津美里の強盗殺人 地裁支部初公判」、2013年3月5日「朝日新聞」福島中会・1地方版・朝刊25頁。
- 4) 「会津美里の夫婦殺害：死刑判決 裁判員決断迫られ「更生の可能性ある」弁護側が控訴」、2013年3月15日「毎日新聞」福島版・23頁。
- 5) 裁判員制度はいらないインコのウェヴ大運動「裁判員ストレス障害国賠訴訟 詳細情報」9月24日第1回口頭弁論編」6-7頁。同冊子は<http://saibanin-iranainko.com/>経由にて100円で購入可能。
- 6) Kielholz P. The classification of depressions and the activity profile of the antidepressants. *Prog Neuropsychopharmacol.* 1979;3(1-3):59-63.
- 7) こういった思考に流れる人が多いことを見越し、例えば弁護士の荻原卓司氏(京都弁

護士会所属)は、自身のホームページにおいて平成21年5月4日付で、「裁判員を辞退したい方へ」とのメッセージと共に、「辞退申出書・上申書の説明・書き方」を丁寧に解説している。

<http://www.ogihouritu.jp/saibanin.htm> また、「良心的裁判員拒否」は憲法上の権利であるとし、裁判員を拒否する方法を探った伊佐千尋・木村壯・生田 曜雄・亀井洋志「裁判員拒否のすすめ—あなたが「冤罪」に加担しないために」(WAVE出版、2009)も参照。

- 8) 前掲「裁判員ストレス障害困窮訴訟 詳細情報・9月24日第1回口頭弁論編」、6頁。
- 9) 保守的で秩序やルールに忠実。頼まれると断れず、律儀で几帳面。自分よりも他人のことを優先にし、責任感が強いという、いわゆる「メランコリー親和性性格」または「A型行動パターン」に類似したものと見えよう。風祭元編「精神科ケースライブラリー 気分障害と類縁反応」(中山書店、1998)、上島国利監修「精神科臨床 ニューアプローチ2 気分障害」(メジカルビュー社、2005)他。
- 10) 本件の裁判員裁判での判決後の会見において、Xさんと思しき裁判員が「(被告の)いいところを見つけようと思ったけど、見つからず本当につらかった」と、涙を拭いた」と発言したことや、「40代男性は「自分に置き換え、自分が遺族だったらどう思うかと考えていた」。郡山市の会社員男性(35)も「どうしても遺族の感情になってしまい、公正な立場で判断することが難しかった」と打ち明けた。」ことを報じている。「死刑判決、重い決断 裁判員裁判で県内初 会津美里の強盗殺人」、2013年3月15日「朝日新聞」福島中会・1 地方版朝刊、29頁。
- 11) 橋爪大三郎「裁判員の教科書」(ミネルヴァ書房、2009)14-16頁。
- 12) 「【裁判員制度 あなたは…】(上) 証拠映像 それ直視できますか?」、msn産経ニュース、2009.3.28 22:45配信。  
<http://web.archive.org/web/20090331021905/http://sankei.jp.msn.com/affairs/trial/090328/tr10903282250003-n1.htm>
- 13) 「裁判員制度に関する検討会(第18回) 議事録」6-7頁。<http://www.moj.go.jp/content/000113175.pdf>
- 14) 第22回日本スポーツ法学会終了後の意見交換会(2014年12月20日)にて、私的談話。
- 15) 井垣康弘「少年裁判官ノオト」(日本評論社、2006年)、78頁。

- 16) 最高裁で破棄されたものの、懲役10年の求刑に対し裁判員裁判によって懲役15年の判決が言渡された児童虐待(傷害致死)事件。控訴審判決である最高裁第一小法廷平成26年7月24日判決からの引用。裁時1608号15頁。原審は大阪地裁2012年03月22日判決。控訴審は大阪高裁平成25年4月11日判決。
- 17) 「ストレス障害訴訟で元裁判員が控訴へ「被害事実明らかにしたい」」  
47NEWS (2014/10/07 09:29 【福島民友新聞】)  
[http://www.47news.jp/smp/news/2014/10/post\\_20141007094113.html](http://www.47news.jp/smp/news/2014/10/post_20141007094113.html)
- 18) 判決でも甲50号証を根拠としてこの事実を認定。
- 19) 裁判所広報頁より入手可。<http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/syorui.html>
- 20) [http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2106\\_kohosya\\_situmon/](http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2106_kohosya_situmon/)
- 21) 例えば「朝日新聞」の見出しを拾うと、「(裁判員時代)「思想信条」明記せず 出産や付き添いは容認 裁判員「辞退理由」例示(2007年10月24日夕刊2 社会面)、「(裁判員時代)あいま基準に戸惑いも「思想信条」判断、裁判官にゆだねる」(2007年10月25日朝刊2社会面)など。
- 22) 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件、平成22年(あ)1196号、刑集65巻8号1285頁、判時2136号3頁
- 23) 大蔵昌枝「アメリカの陪審制度と日本の裁判員制度：陪審制の発展と意義」(エディックス、2011)、124頁。
- 24) Sevilla, G., & Beyers, D. For jurors, grisly trials can take toll. *Washington Post*, p. C1., Craver, A. J. (August 20,1993).
- 25) Hafemeister TL. Juror Stress. *Violence Vict.* 1993; 8(2): 177-86.
- 26) Sevilla, G. (April 19,1993c). For police and others, Basu case has wrung an emotional toll. *Washington Post*, p. B3.
- 27) 裁判員経験者ネットワークのホームページ<http://saibanin-keiken.net/>
- 28) Feldmann, T. B. & Bell R. A. Crisis Debriefing of a Jury After a Murder Trial. *Hospital and Community Psychiatry*, 42 (1): 79-81 (Jan 1991).
- 29) Kaplan SM, Winget C. The occupational hazards of jury duty. *Bull Am Acad Psychiatry Law*. 1992;20(3):325-33.

- 30) Feldmann, T. B., & Bell, R. A. (1993). Juror stress: Identification and intervention. *Bulletin of the American Academy of Psychiatry and the Law*, 21, 409-417.
- 31) Murder trial jurors can be overwhelmed, traumatized By Elizabeth Landau, *CNN* July 13, 2013 -- Updated 1506 GMT (2306 HKT)  
<http://edition.cnn.com/2013/07/12/health/jury-stress-ptsd/index.html>
- 32) Horror in the Night By Bill Hewitt. *People*. August 13, 2007 Vol. 68 No. 7.  
<http://www.people.com/people/archive/article/0,,20059158,00.html>
- 33) 佐藤功『日本国憲法概説 全訂第四版』(学陽書房、1991年)、231頁。
- 34) 「<集团的自衛権>中谷元氏「徴兵制は憲法上、絶対でない」」THE PAGE 2014年8月28日 00:35配信。 <http://thepage.jp/detail/20140828-00000002-wordleaf>
- 35) 「心に負担、制度は評価 証提品にショック 裁判員制度1年、経験者に聞く」、『朝日新聞』2010年5月27日、茨城版朝刊・1 地方版。
- 36) 同検討会の議事録の取得方法は注13参照。また報道としては「裁判員制度：裁判員の精神的ケア充実を 法務省検討会、見直し報告書」、『毎日新聞』2013年6月22日 東京朝刊 23頁 総合面。
- 37) 各会議議事録については、法務省HP「裁判員制度に関する検討会」より入手可。  
[http://www.moj.go.jp/shingi1/keiji\\_kentoukai\\_saibaninseido\\_top.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html)
- 38) 法務省ホームページ経由 <http://www.moj.go.jp/content/000109144.pdf>
- 39) 同パンフレットは<http://www.moj.go.jp/content/000111904.pdf>より入手可能。
- 40) 福岡市中央区高砂の女性専用カウンセリングルーム office keiのカウンセラーによるblogでは、平成23年度の「裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費」予算額が9,804,000円とされていることを前提としたうえで、平成24年4月に最高裁判所の一般競争入札 ([http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/H241213saibanin-denwa.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/H241213saibanin-denwa.pdf)) でダイヤル・サービス (株) (<http://www.dsn.co.jp/>) が、「裁判員等の電話カウンセリング等委託業務」をわずか299,250円で落札していることを指摘し、「どうも委託業者のEAPのシステム (24時間電話相談、対面カウンセリング年間5回無料) に乗っただけではないかという気がしてなりません。」「上記のような無謀な設定で年間予算が1千万足らず (対面カウンセリング込みですよ) というのは、最高裁はカウンセラーをバカにしているんじゃないか

- ね。しかも、実際は30万円以下で落札って、いったい…。」と、率直な感想が述べられており、興味深い指摘であるといえよう。 <http://d.hatena.ne.jp/akira-2008/20130418>
- 41) 平成15年8月8日厚生労働省発表「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/08/h0808-3.html>
- 42) 「賃金締切日が定められている非常勤職員に係る平均給与額」については、人事院規則一六一〇 (職員の災害補償) (昭和四十八年十一月一日人事院規則一六一〇) 最終改正: 平成26年3月31日人事院規則一六一〇一六〇で、職員の1日分の稼働能力を表すもので、原則として、事故発生前3か月間の給与の総額をその期間の総日数で除して得た額 (1日分の給与の平均額) とされている (14条)。ただし、裁判員は「賃金締切日が定められている非常勤職員」に該当しないため、その算定基準は「日当相当」と考えるのが合理的であろう。ただし筆者は労働法制に明るくないため、間違いがあれば是非とも御指導頂きたい。

(訂正)

萩原金美先生からの御指摘で、文中 (45 頁) にいくつかの誤りが判明しました。萩原先生はスウェーデン・ルンド大学の名誉法学博士であり、頂いたお言葉は正しくは「法は涙である。法は被害者のためにも加害者のためにも涙を流す」というものです。